

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年2月19日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県	執行機関名 中島村長
3. 市区町村名	中島村	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	子どもの医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月6日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	中島村子ども医療費助成に関する条例(平成13年中島村条例第12号)による子どもの医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中島村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 中島村子ども医療費助成に関する条例(平成13年中島村条例第12号)による子どもの医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	中島村子ども医療費助成に関する条例(平成13年中島村条例第12号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)の医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって(子どもの健やかな成長に寄与すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中島村子ども医療費助成に関する条例(平成13年中島村条例第12号) 中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成13年中島村条例規則第17号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則第2条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ1	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条 第1号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ2	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条 第1号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 ｲ3	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条 第1号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める利用特定個人情報		
利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 1 号 45	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条 第1号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則第8条の規定による受給資格認定の変更の認定に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ｲ1	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第8条 第5号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ｲ2	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第8条 第5号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
利用特定個人情報3		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 ｲ3	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第8条 第5号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 15 条 項 2 号 45	中島村子ども医療費助成に関する条例施行規則 第8条 第5号様式
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--